

令和3年2月16日

学生・教職員各位

危機管理室長

緊急事態宣言及び集中対策期間継続に伴う対応について

政府は令和3年3月7日まで緊急事態宣言を継続し、北海道も集中対策期間を緊急事態宣言期間中継続し、再拡大を防止するための措置を講じています。

このことに伴う本学の**対応活動基準**に変更はありませんので、学生、教職員の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を抑えるために、下記留意事項とともに、引き続き本学が定める**感染症対策**及び**健康管理の徹底**をお願いします。

なお、年度末を迎えるにあたり、引き続き、飲食を伴う懇親会、交流会、コンパ等の宴会は行わないこととし、濃厚接触の機会を減らすよう努めてください。

また、卒業旅行等については、緊急事態措置の実施区域を目的地又は経由地とする旅行は自粛し、当該区域以外についても、時と場所が分散される「分散型旅行」を図り、なるべく混雑しない平日に、いつもの仲間で行動をすることを心掛けてください（下記【国内出張及び国内旅行について】も併せて参照願います。）。

また、教員の皆様には学生への周知をお願いいたします。

記

【政府の緊急事態措置の実施期間】

- ・令和3年3月7日まで（期間の変更があった場合は、その期間とする。）

【国内出張及び国内旅行について】

- ・緊急事態措置の実施区域（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県。変更があった場合は、その変更内容に従う。）との不要不急の往来を控えるようにしてください。
- ・感染リスクを回避できない場合は、札幌市及び小樽市との不要不急の往来を控えるようにしてください。
- ・上記の他、目的地及び経由地の自治体の要請を確認し、従うようにしてください。

【学外者の受入れについて】

- ・緊急事態措置の実施区域からの学外者の受け入れは、控えるようにしてください。

参照：

新型コロナウイルス緊急事態宣言（内閣官房）

<https://corona.go.jp/emergency/>

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言に伴う留意事項等について（令和3年2月5日・文部科学省）

https://www.mext.go.jp/content/20210208-mxt_koukou01-000004520_01.pdf

集中対策期間における道からの要請（北海道）

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/0213_onegai.pdf

感染リスクを回避できない場合の外出・往来自粛に関するQ&A（北海道）

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/1210qa.pdf>